奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと、美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は学園のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

奈良市民だより

No. 372

市民のうごき
7月1日現在（前月比増）
人口 270,740人 (648)
男 131,361 (315)
女 139,379 (333)
世帯数 85,686 (187)

静かに読書にふける大閲覧室の人たち　【右上】一万人目の川崎郁子ちゃんに記念品を渡す鍵田市長

閲覧者一万人を超す

市立芸亭（うんてい）図書館　好評裡に内容充実

1万人目の子らに 鍵田市長から記念品

旧市役所跡に四月一日オープンした市立図書館（芸亭＝うんてい）の入館者が、七月九日午後一時すぎ一万人を突破しました。

一万人目の入館者は市内大森町の川崎博世さんの長女郁子ちゃん（教育大付属小学校四年）で、この日の授業が終ったあと、二週間前に借りた本を妹の泰子ちゃん（女子大付属小学校一年）といっしょに返しにきて〝記念の入館者〟となったものです。

市立図書館では一万人突破を記念して、一階の児童図書ホールで鍵田市長が郁子ちゃんと、その前後に入館した四人の子供たちに国語辞典と市教育委員会発行の「奈良の歴史」を記念品として手渡しました。

郁子ちゃんは「物語りの本がすきで、あまり読みすぎてお母さんにしかられるほどよく読みます。一万人目とは思ってもいなかったのでびっくりしました。ここは読みたいと思う本がたくさんあってうれしい」と喜んでいました。

市立図書館は四月のオープン以来利用者が徐々に増え、最近では冷房が設置され涼しく読書できるようになって、平日で百人、土・日曜日には五百人にもなっています。

利用者一万人の足どりを追ってみますと、四月は二千百七十四人、五月二千八百五十三人、六月三千六百四十人、七月は八日までに千二百十四人の市民が利用、このうち児童図書の利用者は六千九百七十六人で、全体の七一％を占めています。

また図書の貸し出しも好調で、これまで四千二百六十七人の利用があり、七千六百三十二冊の本を貸し出しました。

奈良が日本の国の首都であった平城京のころ、石上宅嗣（いそのかみやかつぐ）の創設した「芸亭」が日本の公開図書館のはじまりで、これにならって市立図書館も「芸亭」と名づけられています。

蔵書数は児童図書・一般書が一万三千冊、郷土資料書三千七百冊ですが、将来は奈良の歴史書をどこよりも多く集めた特色ある図書館として、三十万冊を目標に計画的に充実をはかっています。

一階には絵本、図鑑、童話など幼児・小学生向きの本がずらりと並ぶ児童図書ホールがあり、くつろぎながら楽しく読書できるようにカーペットを敷きつめた幼児コーナーが人気を集めています。三階には百六人が読書できる大閲覧室。ここには一般・成人・学生向きの図書がそろえられ、静かなふん囲気で読書ができます。

市立図書館の開館時間は午前九時半～午後五時。休館日は毎週月曜日と毎月末日（その日が月曜日の場合は前日）、祝日（その日が月曜日の場合は翌日）などとなっています。

議長 加藤氏　副議長 法用氏

六月二十日開会の奈良市六月定例会は、同二十五日加藤利和議長の辞職願の提出を受けて六月二十七日の本会議で議長選挙を行ない、新議長に加藤利和議員を再選。同じく二十八日に辞職願提出の岡崎貞次郎副議長の後任選挙は二十九日開かれた本会議で新副議長に法用末春議員が選ばれました。

加藤利和氏

県立吉野林業学校卒業。昭和三十八年五月市議当選以来四期目。市議会の総務財政委員長などを歴任。同四十三年七月副議長、同四十七年六月、同四十九年六月、同五十一年六月の三回議長に就任。

明治四十二年三月十五日生まれの六十八歳。現住所市内佐保川南町。

法用末春氏

旧制天理中学（現天理高校）卒業。昭和四十六年四月市議当選以来二期目。市議会の企画建設委員長、議会運営委員などを歴任。

大正十二年三月十四日生まれの五十四歳。現住所は奈良市椿井町。

就任ごあいさつ

奈良市議会議長　加藤利和

盛夏のみぎり、市民各位にはいよいよご清祥のこととお喜び申しあげます。

私こと、このたびの市議会六月定例会において、奈良市議会議長の要職に推挙を受け、引き続きその重責をになうこととなりました。

奈良市にとりまして、特に本年は皆さまがたのご理解とご協力により、新庁舎の完工と市制八十年の意義ある式典を挙行した年であり、私たちの郷土が限りなき未来に向かって更に新しい歩を踏み出した年であります。

しかしながら、地方自治を取り巻く環境は依然として低迷を続けており、引き続く財政の緊迫化は地方行政の運営を阻んでおるのでありまして、奈良市といたしましても例外ではありません。

この時において、これらの現状を克服して物心共に更に豊かな大奈良市を建設するために、議員諸兄と共に決意を新たに、幾多の諸問題と慎重に取り組み、また理事者との連携を図りつつ精進を重ねる覚悟でございます。

市民各位におかれましても、市政に対し一層のご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げ、就任のごあいさつといたします。

発行＝奈良市役所広報公聴課（奈良市北新町61の1）電話（34）1111番　〒630　毎月1日・15日発行　全戸配布　　印刷＝共同精版印刷株式会社

公聴

奈良市では本年度の年間目標として「新平城京において新天平文化の花を咲かせません」を掲げて、市民すべてが道義にみち、友情にあふれ、福祉の花を咲かせ、人の道を盛んにして真に幸せなまちづくりのため、あらゆる施策を進めています。市政が市民生活に最も直接的な影響力を持つ行政をあずかる以上、つねに市民意識の動向をつかんで施策を進めなければなりません。つまり市民の行政に対するニードがどこにあるか、またどんなところに不平や不満があるかなど十分に掌握して、これをキメこまかく施策に生かしていくことが必要です。そのような市民意識を知る行政活動として、大きく比重を占めるものに『公聴』が挙げられます。

奈良市が「すべて市民本位に」「すべて計画的に」「すべて夢をもって」を施政の三本柱としているのも、この公聴を重視しているためで、市民と市民をつなぐパイプを常に太く保つよう努めています。これら公聴活動は、すでにご存知のとおり、市長はじめ市の幹部が地もとに出向いて直接に地区住民の方々から意見や希望を聞く市政懇談会のほか世論調査、各種常設機関による市民相談など、数々の窓口を開いております。以下はその概要です。

世論調査

市民のみなさんに現在の市の施策などについての意識を調べ、その中で将来の市政に対する意見や要望を見きわめて、それを市政に反映させ、〝近者よろこび遠者きたる〟の理想郷奈良の建設の資料を得るために実施しています。

この調査は、昭和四十二年から毎年一回、専門機関によって実施し、全市有権者の中から無作為に調査する人（サンプル）を抽出して調査票をお渡しし、書き込んでいただいた回答を科学的に集計・分析して〝市民の声〟を集大成するものです。今年も八月下旬に調査を予定していますので、その時に調査の対象になられた方のご協力をお願いします。

施設見学会

市政の現実の姿を市民みなさんの目で確かめてもらうとともに学習していただくため、毎年バスで市のいろんな施設にご案内しています。開催のつど「市民だより」で日程などをお知らせします。

市長を囲む座談会

新しい市政の動きなどをテーマにして、市民の各層、新成人、あるいは小・中学校の児童・生徒の代表者が、時に応じて市長と思う存分話し合ってもらうものです。

市政懇談会

毎年市内各地区ごとに開いています。市長をはじめ市の幹部が直接現地に出かけ、集まった代表の方から市政に対する要望や苦情、建設的な意見など、みなさんの声を直接聞き、これを施策の中に織り込み市政に反映しようとするのがねらいです。今年も六月十日の東里・狭川地区を皮切りに九月まで続けられます。

市民相談室

相変らず多い離婚・不動産関係

市民が希望をもって安心して暮らせる生活の実現をめざし、じかに市民の相談相手となる公聴活動の一つとして市が常設しているのが「市民相談室で」、これは開設以来、十年目をむかえました。

複雑な世相を反映して市民の利用者も年々増加しています。相談件数は五十一年度中に二千七百三十五件（前年度二千六百五十四件）で、一日平均約九・一件となっており、過去十年間の相談件数の累計は一万七千六百七十六件にもなりました。

受ける相談の種別は「市政相談」「法律相談」「心配ごと相談」「人権相談」「行政相談」「家庭児童・母子相談」「消費生活相談」「家庭問題相談」の八つで、五十一年度中のそれぞれの相談の状況はつぎのとおりです。

市政相談

総件数百十二件で、前年度（百三十八件）より二十六件減っています。これは直接担当課へ相談されていることと、他の相談に市政に関する相談が含まれているためのようです。

その内容は、相談六十七件（59・8%）、要望三十件（26・8%）、苦情十二件（10・7%）、照会三件（2・7%）となっており道路復旧工事、道路舗装、建築許可、下排水など、の建設局関係が最も多く四十件、ついで生活保護・老人医療などの社会福祉事務所関係十一件、民生労働部関係の国民健康保険料など十件、企画部関係の騒音・交通標識など八件、市長公室関係の市民だより、その他広報について五件、教育委員会関係の就学、スポーツ施設などについて五件、その他の部局三十三件となっており、相談所別では本庁相談室八十一件、西部公民館内の相談室三十一件となっています。

行政相談

総件数百二十五件で前年度（百五十五件）より三十件も減ったのが目立ちます。

これは定例相談と年一回の一日合同行政相談で受けたものであり、今年の相談件数減の要因は、毎月一回奈良ファミリーに相談所を開設したからと思われます。

法律相談

週三回、弁護士による相談を行なっていますが、相談件数は五百八十五件で、前年度（五百二十六件）より五十九件ふえ、社会情勢が複雑になるにつれ、年々増加の傾向にあります。

最も相談が多かったのは前年同様土地・家屋の貸借問題で百十一件、これは物価高と各種公共料金の値上げなどに便乗した借地代・家賃の値上げに対する相談が主で、ついで家庭内に関する相談で、とくに若い世代の離婚などの問題が八十七件と目立ってふえており、遺産相続・贈与に関するもの七十四件といずれも年々ふえています。

この他、土地に関する登記・売買・契約など六十件、隣地隣家とのもめごと五十三件、保証・賠償三十二件、金銭貸借二十三件、契約二十件、交通事故十九件、その他の相談百五件となっています。

心配ごと相談

市民相談全体の約四六%にあたる千二百十四件の相談があり、前年度（千百五十二件）より六十二件ふえています。この相談も昭和四十二年開設以来年々増えており、最高の件数を示しています。五十一年度の相談を大きく分けると、自分自身の相談が六百十五件に対し、他人との関係の相談が五百九十九件となっています。

これも法律相談と同様、土地・家屋の貸借問題が断然多く二百十件を占め、ついで夫婦間のもめごとや離婚の問題百四十五件、相続・贈与に関するもの百四十五件、隣地との土地境界争いなど近隣関係百三十二件となっており、とくに相談が増加したのは土地・家屋の貸借問題と相続・贈与問題でどちらも前年度に比べ三十三件増えています。このほか土地問題六十三件、親子関係六十一件、貸借関係五十七件、男女関係三十九件などが前年同様相談の上位を占め、相談に来る人は三十・四十代が中心で、その六割が女性というのが特徴です。

人権相談

総件数三百十六件で四十九年度以来減っています。

内容的には、法律・心配ごと両相談と同様、土地・家屋の貸借、不動産売買にからまるもの、夫婦などの家庭問題のほか、日照権、騒音による侵害などとなっています。

家庭児童・母子相談

毎週水曜日午後だけの相談で、総件数百五十五件と前年度（百四十七件）よりやや増えています。

内容は離婚などによる家庭児童の問題、児童の施設への入所問題、里親・養護の問題。また、子どもの知能・言語の遅れについての相談、母子家庭の就職問題、母子福祉資金貸付金のほか生活上の相談など、子どもと母子家庭全般に関する相談が持ち込まれています。

消費生活相談

総件数百三十六件で前年度より二件増でした。

相談内容の主なものは、商品等の品質・機能についてのもの五十件、サービス十二件、契約十一件、安全・衛生、表示、クリーニングについてが各九件、そのほか販売方法とか価格などについての相談となっています。商品別では食料品と住居品が各三十一件で前年同様上位を占め、被服品三十件が目立ってふえています。

家庭問題相談

五十年度に新設した相談で毎週水曜日（西部公民館内）に行なっており、五十一年度の利用総件数は九十二件でした。

夫婦・親子関係や相続などのいざこざが多く、とくに西部地域の市民に多く利用されています。

市民相談取扱い状況
═══昭和51年度═══

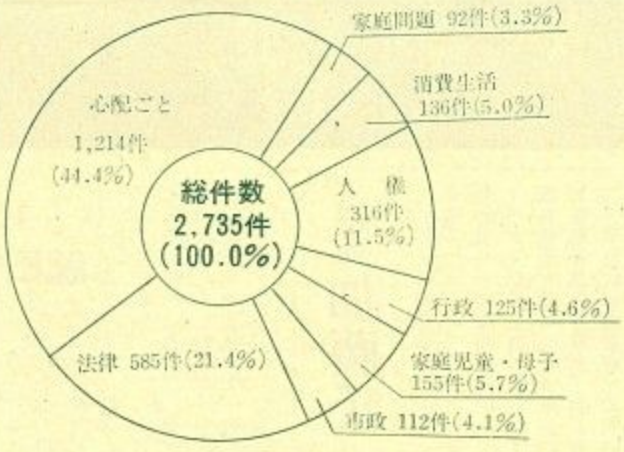

市民相談

市民相談室では、次の各種相談に応じています。困ったことや心配ごとなど、どんなことでもお気軽にご利用ください。

相談は無料。秘密は厳守しますのでご心配なく。

種別	とき・ところ	こんなことを
市政相談	**本庁相談室**＝平日午前9時～午後4時。土曜日は正午まで。 **西部公民館**＝毎週火曜日午後1時～4時。	市政のことならなんでもどうぞ。行政に対する相談、苦情や希望なども歓迎します。 担当係員が相談に応じます。電話相談もどうぞ。
法律相談	**本庁相談室**＝毎週月曜日午後1時～3時半は弁護士の直接相談。 平日は午前9時～午後4時に「相談カード」を渡します。	法律上のいろんな問題でお困りの方は、月曜日は本庁相談室で。 火・木曜日は奈良地方裁判所内（午後1時～3時）で奈良弁護士会の弁護士が相談に応じます。 ただし、裁判所へ行かれる場合は、市民相談室でかならず「相談カード」をもらってください。
心配ごと相談	**本庁相談室**＝金曜日以外の平日午前9時～午後4時。土曜日は正午まで。	個人的な悩みや心配ごと、その他借地・借家など、あらゆる相談を人生経験豊かな社会福祉協議会の中央心配ごと相談所長らが相談に応じます。
人権相談	**本庁相談室**＝毎週金曜日午前9時～午後4時。	みんなから不当に仲間はずれにされたり、不当な差別を受けたとき、日照権、交通事故などで人権がおかされたとき、その他あらゆる相談を受けます。 人権擁護委員と法務局人権擁護課職員が交代で相談に応じます。
行政相談	**本庁相談室**＝毎週水曜日午前9時～午後4時。	国・県・市その他公社や公団などが行なっている仕事について、納得できないことなどの苦情や相談など。 行政相談委員と行政監察局職員が交代で相談に応じます。
家庭児童・母子相談	**本庁相談室**＝毎週金曜日午前9時～午後4時。 **福祉第二課**＝日曜、祝祭日を除く毎日。	子どもの養育などについての悩みごと、母子家庭の生活相談など。 専門の相談員が相談に応じます。
消費生活相談	**本庁相談室・西部公民館**＝毎週火・木曜日午前10時～午後4時。	消費生活に関して日常おこる苦情や生活相談など。 専門の相談員が相談に応じます。
家庭問題相談	**西部公民館**＝毎週水曜日午前10時～午後3時。	家庭問題（夫婦・相続・親子など）のあらゆる相談。 奈良家庭裁判所の職員が相談に応じます。

全議案原案通り成立
六月定例市議会終わる

奈良市議会の六月定例会は六月二十日開会され、日程延長された二日間を含めて、会期十日間にわたって提案された一般会計補正予算など十三議案と報告七件および人事案件などについて審議。すべて原案どおり可決（あるいは承認・同意）し、また正副議長（一面所載）はじめ議会役員を改選して六月二十九日閉会しました。

この議会で可決または承認・同意された主な議案などはつぎのとおり。

▽市長専決処分の報告並びに承認を求めることについて
▽五十二年度一般会計補正予算
▽五十二年度宅地造成事業費特別会計補正予算
▽市老人憩の家条例の一部改正
▽市国民健康保険条例の一部改正
▽市消防団員等公務災害補償条例の一部改正
▽市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
▽工事請負契約の締結について
▽財産の取得について
▽人権擁護委員の候補者の推薦について

また昭和五十四年三月三十一日で期限切れとなる同和対策事業特別措置法の強化およびその期限の延長を要請する決議が可決され、決議文を関係機関へ送りました。

常任委員会委員

六月定例市議会で選任された各常任委員会の委員はつぎのとおりです。（◎印は委員長、○印は副委員長、いずれも順不同、敬称略）

【総務財政】◎大西富雄、○城本幸夫、森田勝、藤原好雄、森田和三、法用末春、西田勇、川井恵三、山本勝治、加藤利和

【経済水道】◎猪井政之、○松岡博規、西村孝春、畑里朝夫、辰己実、扇田善次、福井新次、新谷春見、山尾伝吉、今西五一

【教育厚生】◎坂本浩志、○森本三郎、今中せつ子、岡路実、大西利明、市原みちえ、横井健二、岡田清三郎、衣笠勲、岡崎貞次郎、松本三郎

【企画建設】◎広岡宇三郎、○辰野敏一、橋本和信、小嶋高年、中村誠一、田中幸夫、岡本栄一、浅川清一、大谷督、沢田昭二、小林茂市

【議会運営】◎小嶋高年、○畑里朝夫、中村誠一、藤原好雄、田中幸夫、岡本栄一、福井新次、猪井政之、岡田清三郎、大西富雄、山尾伝吉、小林茂市。

また議会選出の市監査委員には扇田善次、大西利明両議員が選任され、さらに北和都市連合交通災害共済組合議会議員に田中幸夫、今西五一両議員が選ばれました。

請願と陳情

六月定例市議会に提出された請願と陳情はつぎのとおりです。

【陳情】
▽飛鳥パンビーホーム移転改築に関する陳情書
▽奈良市東部地域茶樹寒害に関する陳情書

【請願】
▽市立大宮小学校の教育環境保持に関する請願書（教育厚生委員会付託）
▽大和中央道路に関する請願書（企画建設委員会付託）

またことし三月の定例市議会に出された「蛙股池埋め立てに関する請願書」については審査遺漏のないよう、より慎重に検討を加える必要があるとの理由で、閉会中継続審査することに決定しました。

四市合同の消防訓練
救出・連携送水に腕前

北和都市連合協議会（会長鍵田奈良市長）の合同消防訓練が、七月六日法蓮町の鴻池運動公園南側広場で行なわれました。奈良をはじめ天理・大和郡山・生駒各市の消防本部から隊員四十六人とポンプ車四台、ハシゴ車四台、救急車二台が参加、連携操法を実施しました。

訓練は優良職員の表彰、鍵田協議会長のあいさつのあと、中高層の雑居ビルに火災が発生、防火シャッターの内部に救助を求めている市民がいる—との想定で行なわれ、山林火災用の水槽を利用して、ポンプ車からハシゴ車への中継送水、エンジンカッターで防火シャッターを切断して避難者を救出、本番さながらの連携動作をみせました。

訓練のあと鍵田協議会長は「各市の連けいを密にし、互いに切瑳琢磨（せっさたくま）しあい、士気の高揚をはかるのが目的だ。きょうの訓練を見て、各市の区別がつかないほど練度が高くなった。備えあれば憂いなし。憂いなければ事故また少なし。今後さらに訓練を重ねて災害にそなえよう」と講評しました。

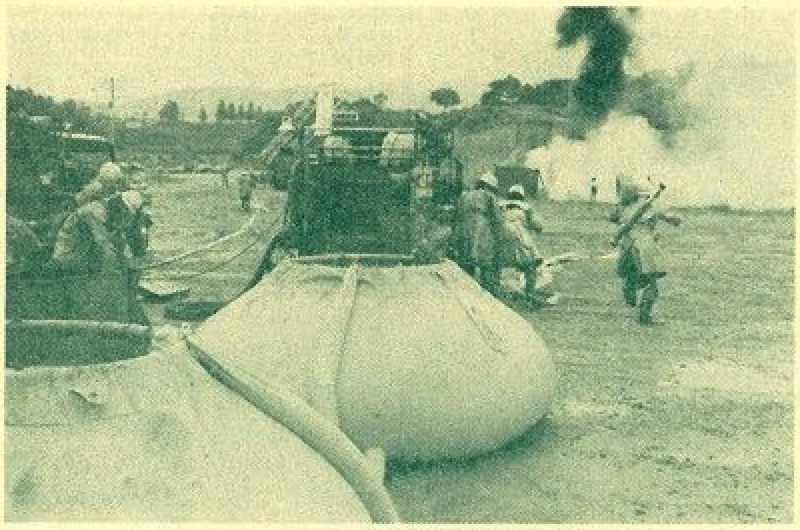
山林火災用貯水槽を使って連携消火の訓練

町ぐるみ摘もう非行は芽のうちに
「社会を明るくする運動」に各種機関動員

第二十七回「社会を明るくする運動」が、七月を運動月間として一日から全国的に展開されています。すべての国民が犯罪の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとするのがこの運動のねらいで、昭和二十六年に始まりました。

最近の青少年非行は、両親もそろい、経済的にも恵まれたごく普通の家庭の少年によるものが増加している傾向がみられます。こうしたことからことしはとくに重点目標を「地域社会における青少年非行の防止」とし、「町ぐるみ摘もう非行は芽のうちに」を統一標語に掲げ、青少年を非行から守るための運動を展開しています。

奈良市では地区保護司会をはじめ少年補導センター、地区社会福祉協議会、BBS会、PTA、婦人団体など各機関・団体が協力し、ポスターや立看板による啓発、街頭パトロールや補導、そのほかあらゆる方法をとり入れ、青少年を非行から守るための運動を推進しています。

戦没者遺族相談開く
毎月第一金曜日に

遺族年金や特別弔慰金、そのほか戦没者遺族のことについてどんなことでも相談に応じる戦没者遺族相談を八月から開設することになりました。相談には市遺族厚生会の役員（婦人部）が担当します。お気軽にご利用ください。

とき＝毎月第一金曜日午前九時〜午後四時▽ところ＝市役所福祉第一課内相談室（北新町、電話㉞四七五四番）

駆除剤を散布
蚊・ハエのいないまちづくり

「蚊・ハエのいないまちづくり」も九年目を迎え、ことしも動力散布機による駆除剤の地上散布を市街地全域に実施します。各地区とも午前四時ごろから始め、同八時ごろには終わる予定で、地区境界の町では隣接地区実施の時に散布するところもあります。

薬剤は粉剤で、人畜や植物には格別に害はありませんが、つぎのことがらに十分注意してください。

◇蚊・ハエの発生源（ゴミ箱・下水溝など）は、薬剤がよくかかるようにふたやおおいを取っておく。
◇飲食物や食器類は薬剤がかからぬようしまっておく。薬剤がかかったと思われる野菜などの食品や家畜などの飼料は、よく水洗いしてから使う。
◇井戸や水がめ、養魚池・泉水などは、薬剤がかからぬよう覆いをするなど処置しておく。
◇つぎの仕事に従事する人は薬剤の散布時にはとくに気をつけてください。——食料品販売、飲食・喫茶店、染色・洗い張り・クリーニング、小鳥・養魚など。

なお田原・柳生・大柳生・東里・狭川・精華各地区と国鉄桜井線—関西本線—一条通り—転害門—紀寺新町、紀寺郵便局以西国鉄京終駅）を結ぶ範囲内の地域は散布しません。

散布は七月二十日から始まりますが、その日程はつぎのとおり。当日雨で中止になった地区は七月二十九日以後に順次繰延べます。

▽二十日＝辰市、明治、帯解▽二十一日＝佐保・大宮・済美（一部除く）、大安寺▽二十二日＝都跡（近鉄線以南）▽二十三日＝平城（ニュータウン含む）、西大寺北・都跡（近鉄線以北）▽二十五日＝あやめ池、伏見・西大寺北（近鉄線以南）▽二十六日＝学園、登美ケ丘▽二十七日＝富雄▽二十八日＝東市、飛鳥・鼓阪（一部除く）

中学総合体育大会はつらつ

たくましい体力をつくり、友情を深めようと第二十八回市中学校総合体育大会が市中央体育館をはじめ十二会場で十六種目にわたって約四千選手が参加、六月二十六日を中心に開かれました。

総合開会式は市中央体育館で鍵田市長をはじめ、バスケットボール・剣道の選手や応援の中学生ら約三千人が出席して行なわれました。席上鍵田市長は「中学生の時期に育った友情は生涯の友情となる。友情・体力・根性を養い立派な日本人となるよう健闘を祈ります」とあいさつ。

奈良の夏まつり
23〜25日 今年はじめて

市観光協会では、奈良の風土に生まれ住む人々の生活の中から「ふるさと」のまつりを見いだし、市民みんなが参加できるものとして「奈良の夏まつり」をつぎのように実施します。

7月23日 宵まつり＝一回目を記念して東京から「江戸みこし」が特別参加して午後六時神饌奉斎式（しんじほうさいしき）ののち同八時まで市内をお渡り。

7月24日 本まつり＝前日奉斎式を済ませたみこしが、午前九時三十分からお渡りに入り、三条通りから春日大社御旅所を折り返して県庁前西側広場まで練り歩く。▽市民パレード＝午後からはボーイ・ガールスカウト、鼓笛隊、バトントワラーズ、各種団体がそれぞれ国鉄奈良駅から県庁前広場までパレード。

また二十三日から二十五日までの三日間は「花車」も市内パレードしてムードを盛りあげます。このほかまつりの写真、作文、絵画のコンクールがあり、秋にはその作品展も開かれます。

市民相談

市政相談
本庁相談室＝平日午前9時〜午後4時。土曜日は正午まで。
西部公民館＝毎週火曜日午後1時〜4時。（電話㊹3978番）

法律相談
本庁相談室＝毎週月曜日午後1時〜3時半は弁護士の直接相談。平日は午前9時〜午後4時に「相談カード」を渡します。
8月中の担当弁護士（敬称略）
1日 梅田　満　8日 西田正秀
15日 吉田恒俊　22日 沢　栄三
29日 村嶋修三

行政相談
本庁相談室＝毎週水曜日午前9時〜午後4時。
8月中の担当相談員（敬称略）
3日 羽渕幹夫　10日 竹　博美
17日 桜井利雄　24日 岩野政一
31日 近東弘七

人権相談
本庁相談室＝毎週金曜日午前9時〜午後4時。
8月中の担当相談員（敬称略）
5日 東雲茂男・上田政治・荒木武男　12日 植松宗平・五嶋光恵・細田宏
19日 米浪勝之助・赤堀綾子・高石武一郎　26日 狭川明俊・石原フジ

年金相談
年金課＝毎月第1月曜日午前10時〜午後3時。厚生・国民各年金の相談。

心配ごと相談
本庁相談室＝毎週金曜日以外の平日午前9時〜午後4時。土曜日は正午まで。

消費生活相談
本庁相談室・西部公民館＝毎週火・木曜日午前10時〜午後4時。

家庭児童・母子相談
本庁相談室＝毎週金曜日午前9時〜午後4時。
福祉第二課＝平日午前9時〜午後5時。土曜日は正午まで。

家庭問題相談
西部公民館＝毎週水曜日午前10時〜午後3時。相談員・家庭裁判所職員

戦没者遺族相談
福祉第一課＝毎月第1金曜日午前9時〜午後4時。遺族年金などあらゆる相談。

電話サービスセンター
電話㉞1211㈹
・問い合わせ・相談・要望・苦情
・戸籍謄抄本・付票の写し、住民票の写しの交付予約など。
電話でどうぞ。

外国人登録証明書の確認切替え

日本に居住する外国人は、外国人登録法により外国人登録証明書の確認切り替えを、三年に一度しなければなりません。

外国人登録法が昭和二十七年に施行されて以来、三年毎の八月一日から十一月三十日にかけて大量に確認切り替えが行なわれます。今年はこの年にあたり、期間の後半になると市民課の外国人登録窓口は混雑しますので、該当者は登録証明書の最終期日を確認して、早目に確認切り替えをすませてください。確認切り替えは最終期日の三十日前から受付けています。本人（十四歳未満は代理義務者）が直接市民課へ来てください。

確認切り替えにはつぎのものが必要です。

▽外国人登録証明書と印鑑のある人は印鑑。

▽旅券（交付を受けている人だけ）。

▽写真（六ヵ月以内に撮影した無帽で正面上半身、五㌢角のもの三枚。十四歳未満の人は不要）。

学童 水泳記録会

申込み8月17日まで

昭和五十二年度の市学童水泳記録会を市教育委員会と市水泳連盟の共催で次のように開きます。市内在住の小学生（学校長または保護者の承認を得た者）で参加希望の方ははがきに住所、氏名、学校名、学年、性別、出場種目、参考タイムを書いて八月十七日までに市立大安寺小学校・龍見博一氏へ申し込んでください。一人二種目以内です（学校で一括申し込みの場合は除く）。

とき＝八月二十日（土）午後一時三十分～四時三十分。（小雨決行）▽場所＝市立一条高校プール（法華寺町）▽種目＝五十・百㍍自由形、五十・百㍍平泳、二十五・五十㍍背泳、二十五㍍バタフライ。

なお、当日は責任者が引率し、事前に必ず医者の診断を受けておいてください。

市民体育大会 水泳競技

来月21日、県営プールで

第三十一回市民体育大会水泳競技の部（市・市教育委員会・市体育協会共催、市水泳連盟主管）がつぎのように開かれます。出場資格は市内在住または在勤者と中学以上の在学者。一人二種目以内、団体は一種目三人以内。（ただし、団体は主管団体の認めたものに限ります）。

▽とき＝八月二十一日（日）午前九時三十分～午後四時

▽ところ＝県営プール（尼辻町）

▽種目＝別表

▽申し込み＝所定の申込み書で八月十日までに市教育委員会保健体育課体育係（北新町六一―一、電話㉞一一一番）へ。

種目／部別	自由形	平泳	背泳	バタフライ	個人メドレー	リレー	メドレーリレー
中学男子	100・400	100・200	100・200	100・200	200	400	400
中学女子	100・200	100・200	100・200	100・200	200	200	200
高校男子	100・400	100・200	100・200	100・200	200	400	400
高校女子	100・200	100・200	100・200	100・200	200	200	200
一般女子	50	50	50	50		200	200
一般男子 一般	100	100	100	100	200	200	200
一般男子 30歳以上	100	100	50	50			
一般男子 40歳以上	50	50	50	50			

母のつづる教育作文

市教育委員会で募集

きたる十一月の教育週間にむけて、市教育委員会ではつぎのように「母のつづる教育作文」を募集します。奈良市在住のお母さん方の、たくましく明るい子どもづくりについての貴重なご意見や体験記録を寄せてください。

内容＝教育に関する母親の生活記録で未発表のもの。文題は自由。▽用紙＝四百字づめ原稿用紙五枚以内とし、表紙に学校・園名、住所、氏名、年齢を明記。▽提出先＝北新町六一―一、市教育委員会指導課「母のつづる教育作文」係あて。▽締め切り＝九月六日。▽その他＝入賞者は表彰。応募作品は返却しません。

重度心身障害の方あずかります

保護者に支障のある時

重度心身障害児（者）のいる家庭で保護者が疾病・事故・出産または冠婚葬祭などのため一時的に介護できなくなったとき、児童福祉施設および精神薄弱者援護施設へ収容して、原則として七日以内保護してくれます。

対象者は重度の身体障害児、重度の精神薄弱児（者）、重症心身障害児（者）です。保護を希望される方は事前に住所・氏名および障害の程度、日常の状況を児童は児童相談所、成人は市福祉事務所へ申し込んでください。

費用は所得が一定額（前年の収入が扶養親族三人の場合三百八十五万円）以下の方には飲食物相当額（一日七百～八百円）を除いて県が負担します。

申し込みに必要な書類ほかくわしいことは県婦人児童課（登大路町、電話㉒一一〇一）児童相談所（紀寺辛町、電話㉖三七八八）、市福祉第二課（北新町、電話㉞一一一一）へ。

締切りは30日

南奈良土地区画整理組合の保留地申込み

南奈良土地区画整理組合（市内西九条町、電話㊸二三九一番）では事業区域内の保留地（住居地域）を売却することになり、希望者の申込みを受けつけています。希望者は七月三十日午前中までに同組合へ申込んでください。

おはようサイクリング

来月に10日間

市サイクリング協会では、市教育委員会と市体育協会の後援で八月一日から同五日までと同八日から同十二日までの十日間「おはようサイクリング」を催します。各日午前六時三十分から約一時間三十分で十五㌔を完走し、途中ラジオ体操やゲームなどを楽しみます。参加者は直接午前六時三十分に国鉄奈良駅前広場に集合してください。なお、全日程終了者にはメダルがおくられます。

雨天の時は中止しますが、判断しがたい空模様の時は市サイクリング協会（松井喜三氏方・電話㊸二六七五番）へ問い合わせてください。

民市スポーツ開放日

市中央体育館

◎バドミントン＝八月六日（土）午前九時～正午は高校生以下、午後一時～四時は勤労者・ファミリー（大学生含む）。

資格＝市民一般（学校などのクラブ活動は認めません）。

その他＝運動ぐつは必ず持参。用具のある方は持参してください。

ちびっこキャンプ

申込みは22日まで

市子ども会育成連絡協議会では市教育委員会の後援で「ちびっこキャンプ」を開きます。小学三年～中学三年で参加希望の方は往復はがきに住所・氏名・学年・電話番号を書いて七月二十二日までに市子連事務局（北新町六一―一、市教育委員会社会教育課内、電話㉞一一一一）へ。

とき＝八月二日～三日（雨天中止）▽ところ＝鳴川キャンプ場▽定員＝百人（先着順）

婦人夏の講座

来月九日、市選挙管理委員会が開く

市選挙管理委員会では、明るく住みよい社会をつくるために役立てていただこうと「婦人サマー講座」をつぎのように開きます。参加希望者は電話かはがきで住所、氏名、年齢、を添えて市選挙管理委員会（北新町六一―一、電話㉞一一一一番）へ申し込んでください。

とき＝八月九日（火）午後一時～二時半▽ところ＝西部公民館（学園北二丁目）▽テーマ＝「言葉の化粧室」（講師は大阪芸術大学教授泉田行夫氏）▽定員＝八十人（先着順）

三種混合予防接種 一部日程を変更

7月1日号「市民だより」でお知らせしました三種混合（ジフテリア・百日ぜき・破傷風）予防接種日程のうち下記の校区の2回目・3回目の日程がつぎのように変更なります。

第1期 1回目	2回目	3回目	時間	実施場所	対象校区
第2期	／	／			
7.25（月）	8.22（月）	9.12（月）	2:00～3:00	西奈良県民センター	登美ケ丘・東登美ケ丘
			2:00～3:00	富雄北小学校	富雄北
7.26（火）	8.23（火）	9.13（火）	2:00～3:00	都跡小学校	都跡
			2:00～3:00	富雄南小学校	富雄南（旧富雄南含む）
			2:00～3:00	二名小学校	二名
7.27（水）	8.24（水）	9.14（水）	2:00～3:00	済美小学校	済美
			2:00～3:00	鳥見小学校	鳥見
			2:00～3:00	平城小学校	平城（旧平城含む）

親と子の写生大会

8月7日東大寺境内で

親と子が絵を通して心の触れ合いを図ろうという市親と子の写生大会（第十回）がつぎのように開かれます。幼稚園児・小学生とその両親（または親に代わる成人）が参加できますので当日会場へ直接おこしください。受付けで画用紙をおわたしします。

とき＝八月七日（日）午前九時三十分～午後二時（雨のときは八日）。▽会場＝東大寺境内。（受けつけは県公会堂西側）。▽持ちもの＝画板、絵の具などの用具、弁当など。

なお、当日受付けに提出された作品は審査のうえ、優れた作品は市観光ウィンドーに展示します。提出作品の返却希望者には八月末日までに市教育委員会社会教育課（北新町、電話㉞一一一一）で返却します。

心身障害者にプールで楽しむ集い

……7月31日……

市社会福祉事務所では心身障害者（児）の体力維持と機能の向上をはかり、互いの友愛を深める「心身障害者（児）のプールで楽しむ集い」をつぎのように開きます。参加できるのは市内の心身障害者（児）とその家族で、送迎用バスを用意しています。毎週月・金曜日午前八時三十分～九時三十分。

奈良保健所の不用犬引取り日変わる

奈良保健所の不用犬の引取り日がつぎのように変更になります。

ママさんコーラスの会員を募集

ママさんコーラスグループ「西部コーラス」で新会員を募集しています。練習は毎週木曜日午前十時から正午まで、西部公民館で行ないます。講師は安藤幹彦氏、会費は一ヵ月千円。

春日公民館

（市内南京終町一丁目、電話㊸二三五三番）

次の各教室生を募っています。市内在住の婦人で受講希望者は往復はがきに希望教室名、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて七月末日までに同公民館へ申し込んでください。定員は各三十人。八回で終了。

レース編み教室　八月九日から九月二十七日までの毎週火曜日、午後一時三十分～同四時。

パンとお菓子づくり教室　八月十日から九月二十八日までの毎週水曜日、午前十時～午後一時。

同4日（木）大柳生・相和両校区（興東公民館）

同5日（金）平城校区（平城小学校）▽明治校区（明治小学校）

奈良保健所

（市内西木辻八軒町、電話㊸六一七一番）

育児教室　生後二ヵ月以上三歳未満の乳幼児を育てている母親に受講していただきます。日程は次の通りで、時間は各日とも午後一時～三時半、受講料はいりません。

受講希望者は電話で住所・氏名・子どもの月齢（年齢）を同保健所へ申し込んでください。受講には母子手帳と筆記用具をお忘れなく。

8月3日＝育児の疑問にこたえて

8月10日＝乳幼児の精神発達

8月17日＝乳幼児の栄養

8月24日＝乳幼児の病気

乳幼児健診

赤ちゃんがすこやかに発育しているかどうかを確かめる乳幼児健康診査をつぎのように行ないます。今回受けてもらうのは昭和五十一年中に生まれた乳幼児で、身長・体重・胸囲の測定、小児科医や整形外科医による問診と診察、育児相談があります。時間はいずれも午後二時～三時で料金はいりませんが、会場へは母子手帳とスリッパをお忘れなく。（カッコ内は診査会場）＝他校区は順次掲載

8月1日（月）鶴舞・青和両校区（西奈良県民センター）

▽済美・椿井両校区（奈良保健所）

同2日（火）登美ケ丘・東登美ケ丘両校区（西奈良県民センター）

同3日（水）大安寺校区（大安寺小学校）▽精華校区（精華小学校）

妊産婦と乳幼児の検診

歯

市衛生課では市歯科医師会の協力で、妊産婦と乳幼児（六歳未満）の歯科検診と衛生指導・相談を中学校区ごとに行なっています。今回の日程はつぎのとおりで、料金はいりません。＝他校区は順次掲載

7月28日（木）午後二時～三時、京西中学校区（六条小学校で）

8月4日（木）午後二時～三時、二名中学校区（二名小学校で）

号外

奈良市民だより

差別をなくす月間
特集

なかまの像　隣保館で学習する子供たちが寄り集まってセッコウでつくったもの

7月は差別をなくす月間

同和対策事業一層の推進を

奈良市長　鍵田忠三郎

市民ぐるみで同和問題を解決していこうという意義深い「差別をなくす月間」にあたり、ごあいさつ申し上げます。

市民各位には、平素同和問題解決のため、ご努力ご協力いただいていることに心から敬意を表しますとともに感謝申しあげます。

懸案でありました庁舎移転を機に、今までの門前町奈良市政から平城京奈良市政へと第一歩を踏み出すことになったのでありますが、私はそれがため「新平城京において新天平文化の花を咲かせん」を本年度の行政目標に掲げ、道義の花を咲かす施策、新平城京のまちづくりの推進施策の五つの施策を基本施策として市政をすすめ、日本民族の心のふる里奈良の大いなる発展と新天平文化の花を咲かせ、真に幸せなるまちづくりのため二十八万市民挙げて努力してまいりたいと考えておりますが、同和行政におきましても、この目標に従い進めてまいりたい所存であります。

すなわち、現在まで教育と運動と相携えてこの問題の完全解決を図らんと全力を注入してまいった結果、環境改善を主とする施策はある程度の成果をおさめたのでありますが、今なお部落差別事件が「部落地名総鑑」問題のようにありますことは、まことに遺憾のきわみであり、今後同和対策をさらに前進させるために、地区住民の方々の自覚をうながし、自立意識を高める施策を講じるとともに、市民一人ひとりが差別をしない・させない心を育てるため、この問題と真剣に取り組み世のため他人のために真に幸せなるまちづくりに向かって努力を重ね、この運動を推し進めてまいりたい所存でございます。そのために隣保館事業を充実し、住民が差別撤廃への自覚を高める学習を活発に行なうとともに職業指導にも力を注ぎ、他方各地域においては社会同和教育を強力に推進し、この問題に対する一層の認識を深めることにより、同和問題の解決を期さんとしており、さらに同和地区を花と緑でいっぱいにする運動も引きつづき推進するとともに、次代をになう青少年に期待を寄せ、同和教育の一層の充実をはかってまいりたいと念じております。

同和対策事業特別措置法施行以来、これが対策事業のより適正かつ効果的な推進に鋭意努力してきましたが、この事業達成のため、同和対策事業特別措置法の強化延長を心から願うものであります。

私は本年度の「差別をなくす月間」に当たって、みずからを正し、同和問題の早期解決を市民の皆さまとともに取り組む覚悟を新たにいたしているところでございます。

市民の皆さま方も、どうぞ一層のご理解とご協力をたまわりまして、この問題を奈良市が全国に先がけて一日も早く解決するよう、お互いに努力することを期しましてあいさつといたします。

特別措置法の期限延長を決議

奈良市議会議長　加藤利和

差別をなくす月間にあたり、奈良市議会を代表してごあいさつを申しあげます。

同和問題は今さら申しあげるまでもなく、近代社会の原理として、何人にも保障されている市民的権利である自由と平等とが現実には保障されていないという深刻にしてかつ重大な社会問題であり、またこの問題の解決が、わが国社会の真の民主化を達成するための重要な課題でもあります。

こうした基本姿勢に立脚して同和問題を正しく理解し、みずからの課題とするため、市民集会をはじめ各種の行事が行われたことと信ずるのであります。

しかしながら、近代社会においても今なおあるべからざる差別のため、何人にも保障されている市民的権利が完全に保障されておらないことは非常に重大な社会問題であり、一刻も早く解決を要する重要な課題で、私たち市政に参画するものはもちろんのこと、市民一人ひとりが同和問題の早期解決に取りくむことが急務であります。

本市議会は、このような観点から先の六月定例会において同和対策事業特別措置法の強化およびその期限の延長を要請する決議を満場一致で可決し、このことを政府ならびに関係機関に強く要請いたしておるところであります。

どうか、市民集会をはじめ各種の行事を通じてこの問題の重要性を十分認識され、大きな市民運動として展開されんことを願うと同時に、あるべからざる差別が一日も早く解消されるよう市民皆さま方とともに手を取り最善の努力を尽すことをお誓い申しあげてごあいさつといたします。

部落差別を許さぬ市民連帯へ！

差別をなくす学習と実践活動を

市社同推協　社会同和教育の推進へ一丸

部落差別をなくし、部落の完全解放を早急に実現させることは行政の責務であり、同時に国民的課題であります。

奈良市社会同和教育推進協議会は「同和問題の解決を市民一人ひとりが正しく受けとめるため、社会同和教育を推進研究すること」を目的として取り組んできました。

そして、このことを具体的にすすめるために、市内二十六小学校区に地区社同協の設立をめざしてきましたが、現在二十三地区（八八・八％）とあとひと息というところまでに達しました。

市社会同和教育推進協議総会（西部公民館）

「同対審」答申十二年、特別措置法八年のこの際、同和問題の解決を全市民の課題とし、同和問題の正しい理解と認識を全市民のものとしなければなりません。

去る六月四日奈良市社会同和教育推進協議総会が、西部公民館で開かれ、六百余人の出席のもとで、

・市民一人ひとりがとりくむ同和教育

・身近な問題をほりおこす同和教育

・ねがいを育て、くらしを高める同和教育

この三つのスローガンを掲げ、よりいっそう具体的に研究実践して行くことを決議しました。

「同和教育は実践である。部落解放は教育と実践によって実現する」と松浦勇太郎県同和教育推進協議会長は強調されました。

部落解放を口でとなえるだけでは何の効果もありません。どんな小さいことでも差別をなくすための日々の実践と積み重ねが大切です。

総会の講演において、県講師団講師寺沢大斉先生はつぎのように述べられました。

講演の要旨

万物の霊長である人間が、同じ万物の霊長たる人間を差別するということが許されることであろうか。このようなことを行政が放任してきたことに問題がある。

同和地区住民は職業選択の自由、居住・移転の自由、教育の機会均等、結婚の自由など人間として生きる権利を奪われてきた。

そのなかでも職業の自由を奪いとられ、社会的地位の向上を阻害されてきた。

そして生産の中心から疎外された雑業に従事せざるを得なくさせられたうえに、この雑業のゆえに差別される―。

これは市民的権利の侵害という差別のなかでも最も重大な差別である。

もともと部落問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であってけっして生まれや、ありもしない「身分」の問題などではない。

それは日本国憲法によって明らかに示された基本的人権にかかわる課題であることを知らねばなりません。（右図式参照）

憲法第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政のうえで、最大の尊重を必要とする。

憲法第十四条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されない。……

こんにち部落に対する差別、社会意識としての差別観念は、狭山差別裁判における司直の予断と偏見にもとづく判決において、また「部落地名総鑑」をめぐる大企業の部落差別、就職差別ではっきり示されている。

また最近県内の市町村民や学校内で差別事件がひん発している。

これらの事件のあった市町村では人を差別することが被差別者の人権はおろか、その命さえ奪うことになるのだということを深く認識する同和教育をもっともっと徹底普及しなければならないという深刻な反省がなされている。

そこでこの同推協の運動としては差別とたたかいつづけて半世紀、その長い解放への

憲法第13・14条の図式

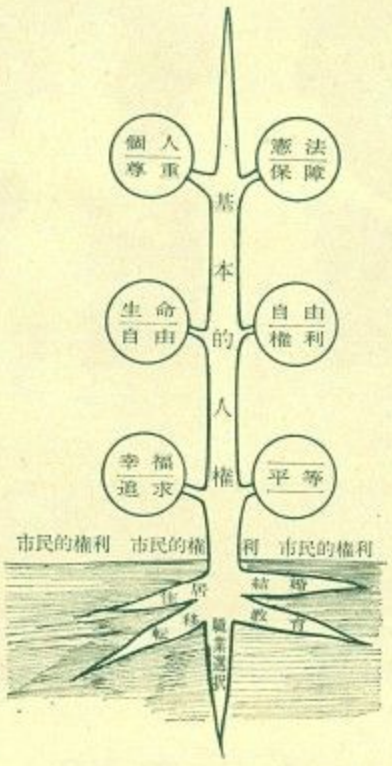

とりくみの中から解放理論を生み出した部落解放運動の実践に深く学び、全市民が連帯し、一丸となって差別をなくす学習活動、実践運動を強力に展開する使命をはたさねばならない。

自主・創造的に同和教育に取り組む

県同推協研究大会に向けて

10月30日

奈良県同和教育推進協議会（県同推協）第十回研究大会が今秋十月三十日、奈良市一条高等学校を会場として開催されることになりました。奈良市社同推協としては、この研究大会を迎えて開催地として現地実行委員会を設け、鋭意大会受け入れの準備を進めています。

現在、県同推協の構成団体としては、県下の四十七全市町村にそれぞれ市町村同和教育推進協議会が結成されています。

これには全県下の社会教育および同和対策関係機関ならびに解放運動団体がこぞってこの県同推協に加入しています。国民的課題としての同和問題解決は、今や全県民のものとの意識のたかまりと同時に、全市町村民の深い認識のあらわれといえましょう。

研究大会当日は全県下から千五百人の出席が予想されますが、その中で開催市の奈良市からは三百人の参加を予定しています。そこで奈良市としては単に会場を提供するだけでなく、この研究大会を質の高いものに盛り上げるために、平素の実践活動から得た尊い体験を各分科会で積極的に発表されるよう大きな期待をかけています。

「奈良市社同推協は今年は社会同和教育実践研究の年として自主的・創造的に同和教育に取りくみ、奈良市社会同和教育の一層の推進を図り、差別をなくす運動に満身の努力をする所存であります」（辰巳市社同推協会長談）

なお現在最も重要な三つの課題として、狭山問題に対する厳正公正裁判要請の問題、あと一年半に期限が迫った『同和対策事業特別措置法』の強化・延長の問題、「部落地名総鑑」「部落リスト」にかかわる問題、そして最近ひん発している差別事件を直視して、これらの諸問題を十分学習し、問題の根元を明らかにして部落完全解放のため全市民一丸となってできる限りの努力を続けなければなりません。

奈良市社同推協の活動をもり上げるため、奈良市各地区社同教、自治連合会、部落解放同盟、奈良市職員団体、PTA連合会、市同教、地域婦人団体、青年団体、子ども会、万年青年クラブ、その他各種団体の積極的・自主的な協力と取りくみをお願いします。

差別をなくす月間に全市民は立ち上がりましょう。

同和教育に参加する意義

質問に答えて

質問　私たち市民として、積極的に同和教育に参加する意義を明らかにしてください。

こたえ　部落問題について学習するのは、人びとの部落に対する差別意識を正すとともに、すべての人びとが民主社会を構成する一人としての自覚のもとに、その責任を正しく認識するためです。しかし、現実にはこの学習の不徹底のために「自分は部落問題とは無関係」という考えで、関心を示そうとしない人が多くいます。

しかし、個人個人の主観にかかわらず、部落差別は現実の社会に厳存する社会問題でありますから、社会生活を営んでいる人間同士として、この不合理な部落差別の問題を正しく認識しなければならない責務があるわけです。

世は民主主義社会だといわれている今日にも、いろいろな差別があります。日本国憲法第十四条にあげられている人種、信条、性別（男女の差別）、社会的身分、門地等のほか身体障害者差別、学歴差別等々ですが、これらの差別は、私たちが人間として卿やしく幸福に生きる権利と幸せを侵害することになります。なかでも最も重大なのが部落に対する差別の問題です。

わたしたちは、この差別をにくみ、この差別を許さない人間としての課題を果たさなければなりません。そこで、同和教育は単に部落問題についての知識を得ることだけで終わるのではなく、この不当にして不合理な部落差別をなくすために、まず自分自身がしっかりと人間自覚、人権自覚することが大切です。

わたしたち民主社会に生きる人間としての責務は、互いに個人として尊重され、生命、自由および幸福追求の権利が完全に保障される社会をつくるために絶えず努力しなければなりません。

今日、最もその人権が侵害され、市民的権利が不完全にしか保障されていない被差別部落の人びとの問題をぬきにしては、本当の民主主義はあり得ないのです。そうして、真に自由にして幸せな民主社会をつくるためには、部落に対する差別の問題はもとより、この世の中の一切の不合理、矛盾をなくす取り組みと学習が大切です。

この差別をなくす月間は、すべての市民が部落問題に取り組むことによって、一日も早く問題を解決し、明るくて平和、豊かで楽しい社会の実現にみんなで取り組むことを提唱しているのです。それが国民的課題であるといわれていることなのです。

家庭問題相談

毎週水曜日午前十時～午後三時。夫婦・親子・相続など家庭にありがちないろんな問題について家庭裁判所の係官が相談に応じます。困っている方や悩んでいる方はどしどし来てください。秘密はかたく厳守します。

西部公民館

差別への憤り

人権学習をみんなのものにするために――。
ここに掲げた人権作文・ポスターは、平素各学校で人権学習を真剣に推しすすめている中で生まれたものです。
児童・生徒ひとりひとりが差別の現実に目を向け、社会の不合理、矛盾を指摘し、解放の意欲と実践力をつける学習を集約して編集されたものの中から選んだものです。

学習の意欲を高める補充学級（横井鱗保館）

差別について

中学三年生

小学校のころ、同じ組のAさんとB君とCさんが私の目の前で「A町の人って乱暴やな」「ことばもきたないしな」と言ったことがありました。

私はがまんできず「私、A町やよ」と言うと「あんたは別や」のひとことですましてしまったのです。そのうちのCさんはA町に親戚もあり、自分自身部落の出身なのですが、周囲が隠していたのか、その子は何も知らず、元来仲間である私たちを差別していたのです。友だちに聞いた話だと、いわゆる〝A町の子〟だけに態度が冷たかったと言います。

また、個人的にも差別があったらしいのです。こういったことはよくあります。部落民でありながら自分の生まれた町を捨て、一般の地域へ隠れ住み、自分の家族だけが差別されなければいいと考える人がたくさんいるからです。実は、私の叔父もその一人なのです。部落民であることを隠して一般の地域に住み、部落民であることを会社側に隠して現在重役の地位にあぐらをかきながらも、自分の子どもにさえびくびくしている。それが私の叔父の姿なのです。

七年前、祖父の葬式に出たときでさえ、葬式だといえば会社側の人が来て町名を知られてしまうと配慮し、休暇ということにして出てきたほどでした。

なぜ、こんなばかばかしいことをしなければならないのでしょうか。明治の解放令で法律上の差別はなくなりました。でも、現実には部落民というだけでいろいろな差別が残っているのです。

私が、なぜ部落民であることを自覚し、こうしてみんなに公表するようになったのかは、私自身が経験したことがあるからです。それは私が中学校に入ってまもないころでした。クラブ活動に部落研を希望した私に、友だちのDさんが「あんた、何で部落研なんか入ったの」と聞かれ「私、部落やもん」と答えたことがありました。彼女はたいして何も感じていないそぶりだったので、私は何とも思っていなかったのですが、それまで学校を休んだとき、よく持ってきてくれた連絡が急にとだえてしまい、何度電話をかけても本人を出してはくれず、私の名前を聞いただけで切ってしまうのです。私がDさんに「部落だ」と、いう前とは一八〇度変わってしまいました。学校の連絡のことについては

Dさんの父親が、先生に「なんで、うちの娘だけあんなA町まで行かされるんだ」と抗議したのだそうです。それから電話のことですが、何度も電話をかけているうちにDさんの父親がでたかと思うと、「もう、家には電話しないでほしい」と言われたのです。私にとって、これほどショックを受けた差別はありませんでした。今でも、Dさんの家族を見ると、くやしさで胸がいっぱいになります。ここにあげた他にも差別を行ない、それでも善人ぶった顔で世間を通っている人たちがたくさんいるのです。

しかし、ここまで私は、私の憤りを述べてきましたが、それは個人に対する憎しみでしかなかったように思います。私はこれからも解放運動を続けるにあたって、自分自身を変革していかなければならないという大きな壁にぶちあたりました。差別思想は憎んでも、その人を憎むことはまちがいなのです。その人がなぜ差別をするのか、私は考えてみたことがありませんでした。しかし、深く根づいている差別思想の中で、その人は差別させられていたのだろうと、今なら思えます。そしてDさんへの憎しみさえも、なくなった気がします。私はこれから、まず自分自身を差別に負けず、なおかつ闘っていける人間に変えていくことを目標とし、これからもがんばっていきたいと思います。

差別と怒り

中学一年生

先日、私は学校で、「夜明けをめざして」という部落差別に対する怒り、悲しみをうったえている映画を見ました。見ていて、いつの間にか涙がほほをつたっていました。あれほど部落差別ということとは悲しく、つらいことなのでしょうか。あらためて差別への怒りが、こみあげてきました。というのは私も部落に住んでいる者の一人だからです。

映画の後で人権学習を行ないました。そして先生が差別についてどんなことを感じているか、またどんなことを疑問に思っているかと聞かれました。

いろいろな意見が出て、だいたいの人は、「差別はなくさないといけない」といっていましたが、ある意見として、「あの映画では、ほんとうの部落の姿がでていない」とか、「もっとほんとうの部落というものを知りたい」というのが出ました。私もそう思います。

現に私達の学校にしても規則を守っていない人、つまり中学生らしくない行動をとっている人達を見ると、私の住んでいる町と同じ同和地区に住んでいる人もたくさんいます。だけど、この人達は自分から進んで、みんなに、いやがられるような人達になりたかったのでしょうか。

中にはそういう人もいたかもわかりませんが、私は決してなろうと思ってなったのではないと思います。

このような人達を、とりまく環境が悪すぎたのも原因の一つではないでしょうか。それはあの映画の中にもありましたが、この人達のお父さん、お母さん達の中には、子どものころ、学校に行きたくてもいけなかった人々がいます。

長い差別の歴史の中で、教育をうけることよりも、早く職につき、生活をささえることの方が必要だったのです。

学校にも行けない、字もわからない、そのために安定した職業にもつけず、結果として、人一倍つかれる、身体をつかう仕事につくしかなかったのです。

そして仕事を終えて家に帰ると、つかれを忘れる手っ取り早い方法としてお酒をのむ。お酒をのむことは、つかれを忘れてしまうと同時に、のむと日ごろの不満と、グチとがいっきに爆発し、口調も荒っぽくなりがちでしょう。

そんなお父さんを見ている子どもは、一日、二日はがまんしても、それが毎日、毎日つづいたとしたらどうでしょう。

このことは、私の想像でもなんでもありません。実際に私の町で見たり聞いたりしていることなんです。

また、そんな親が悪いと言ってしまえばそれまでだけれども、その親達が、お酒をのまずにはいられなくしているものは、何なんでしょうか。

もし、部落差別がなかったら、子ども達も非行への道を走らなくてすんだのではないでしょうか。

私も、同和地区に住んでいるから、このような考えをするのでしょうか。私の考え方は、まちがっているのでしょうか。

でも現在、部落差別は、なくなったはずなのに、今も部落差別をしている人達は大ぜいいるのです。そんな許されないことが私達のまわりに、まだまだ、うずまいているのです。好きな人とも結婚できず、安定した職業にもつけない、こんな苦しい思いをしなくてはならないのかと腹が立ってしかたがありません。

私達同和地区に住んでいる者は、幸せにはなる権利がないとでも思っているのでしょうか。人間はみんな平等に、幸せになる権利があるはずです。

部落差別があるかぎり、まちがった行動に走る子ども達はへらないと思います。このことを早く多くの人々に気づいてほしいです。みんなの幸せのために、一日も早く部落差別をなくしてゆかなければならないと思います。

私も部落差別がなくなるよう、立ち向かって行こうと思っています。

× × × ×

ゆたかな未来を
創造する教育を
推進しよう

部落問題の早期解決へ

【各地で展開されている「差別をなくす月間」の行事や隣保館での学習】

▲「家庭と学校」をテーマに開かれた婦人のつどい

▲人権学習会で人権の尊さを学ぶ

▲自然の中で共同活動することにより、自分の権利、人の権利を守る子どもつくりをはかる

▲差別の歴史と実態をテーマにした絵画パネルを各隣保館や公民館に展示

▲見て、聞いて、動かして――1つのことに身体の機能をフルに動かし、集中力を養う……珠算教室

▲ぬいぐるみの人形も登場して開かれた子どものつどい

守ろう人権 許すな差別

奈良市議会では特別措置法強化と期限延長を決議

同和問題の早期解決をはかるため、奈良市では従来から同和対策を市政の最重点施策の一つとして、積極的に取り組んできました。しかし、同和地区住民の社会的・経済的・文化的にいまなお多くの問題が残されており、「同和対策事業特別措置法」の残された期限内に、この問題を完全に解決することは難しい状況にあります。

そこで、奈良市議会では六月二十九日の本会議で「同和対策事業特別措置法の強化及びその期限の延長を要請する決議」を満場一致で可決し、直ちに政府ならびに関係機関へ送りました。その内容はつぎのとおりです。

同和対策事業特別措置法の強化及びその期限の延長を要請する決議

内閣同和対策審議会の答申が出されて十二年、それを受けて制定された同和対策事業特別措置法は、残り二ヵ年となった。

奈良市においても十ヵ年で同和問題の解決を実現するという同和対策事業特別措置法の精神にのっとり、同法施行以来、この問題の正しい認識に立ち、総力を挙げて同和対策事業のより適正かつ効果的な推進に努力してきたが、未曾有の財政危機に直面した現在、同和対策事業の期限内完遂は期し難い現況にあり、はなはだ憂慮しているところである。

よって政府並びに関係機関におかれては、同和対策事業特別措置法をさらに充実した内容に改正するとともに、その期限を延長されるよう強く要請するものである。

以上決議する。

昭和五十二年六月二十九日
奈良市議会

部落差別を許さぬ心を

全市に各種の行事

同和問題は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であります。

奈良市においても、この基本姿勢に立って総ての関係機関・団体および関係者の協力をえて、市民の同和問題に対する認識を正し、みずからの課題として受けとめるよう各種の施策を積極的に推進してきました。しかし、同和対策事業特別措置法の有効期限があと二年となった現在においても、「同和地区住民の社会的・経済的・文化的地位の向上」という段階へ到達するには、まだ多数の課題が残されています。とくに「全国特殊部落地名総鑑事件」のような悪質な差別事象が発生していることは、この問題解決の困難さを物語っています。このことを行政は厳しく受けとめると同時に、市民すべての理解と協力のもとに、特別措置法の延長問題も含め、残された課題の完全解決に向けて総力を結集してとり組む必要があります。

その意味から、去る五十年から特別措置法が制定された七月を特に「差別をなくす月間」と定め、毎年数々の運動を展開しています。

奈良市では、ことしも「部落差別を許さぬ心を育てよう」を合言葉に、各種の行事を展開しています。このほかポスターを掲示し、広報車で広く市民の参加を呼びかけ、多くの市民が進んでこの運動に参加されることを願っています

この月間における主な行事はつぎのとおりです。

人権相談　一日・八日・二十二日・二十九日のいずれも金曜日に市庁舎一階市民相談室と古市・横井・東之阪・杏中各隣保館で開催。午前九時～午後四時。相談担当は人権擁護委員と奈良地方法務局の職員。

差別をなくす市民集会　十四日（木）午後一時～同四時市役所六階正庁で。①全国同和教育研究会会長西口敏夫氏の記念講演。②映画「災をうけつぐ子供たち」

差別をなくす県民集会　十三日（水）午前九時半～午後三時、県文化会館大ホールで。①朝日新聞編集委員田村正男氏の記念講演「部落問題の現状と課題」――部落地名総鑑にかかわって、②香芝町あゆみ学級田中早苗氏の実践発表「同和教育を学んで」――私の生きざまから。③映画「地名総鑑の教えるもの」

教育関係者同和問題研修会　五日（火）午前九時半～午後四時、田原本町中央公民館で。各市町村の教育委員、社会教育委員の各代表および教育長を対象に開催。

隣保館行事　市内の各隣保館で「差別をなくす町民集会」を開いて講演会・映画会を催すほか作品展・懇談会・研修会・健康相談会・野外学習会・パネル展などを開催。

職員研修　市職員の監督者・中級職員を対象に、同和問題研修を行なうほか、市立幼稚園の主任の同和教育研修会を開催。

同和問題研修会　各婦人・高齢者学級生・各公民館の各種教室生、PTA、各地区社会同和研究会、市社同推協同和教育リーダー、社会教育指導員などを対象とした同和問題研修会の開催。

テレビ県民室　九日（土）と十六日（土）両日とも午後七時半～八時、奈良テレビの「テレビ県民室」で、特別番組として上田繁潔副知事と川口正志部落解放同盟奈良県連合会書記長が「同和問題の解決をめざして」をテーマに、差別をなくす月間にちなんで部落差別の今日的課題を論じ、問題解決のための方途を県民と共に考えます。

また、四日（月）と二十五日（日）は午後七時半から同四十五分まで、七日（木）と二十八日（木）は午後九時三十分から同五十分まで、差別をなくす月間のキャンペーンとして同和地区における保育所の実態をフィルムで紹介する「解放をめざして―同和保育」を放映。

写真パネル展　差別の歴史と実態をテーマに、写真・絵画によるパネルを十四日（木）から十九日（火）まで、市庁舎の市民ホールほか各隣保館でも展示します。